

風連町・名寄市合併協議会

第 1 1 回 基本項目等検討小委員会

日 時 平成 1 6 年 1 0 月 1 9 日(火)
午後 6 時より
会 場 風連町役場
3 階大会議室

1 . 開 会

2 . 委員長挨拶

3 . 議 事

協議事項 継続協議項目の審議について

新規協議事項

財政シュミレーションについて

協議項目 C - 8 病院・診療所の取扱について

協議項目 C - 13 公社・第三セクターの取扱について

その他事務事業一元化にかかわる協議について

4 次回の小委員会開催について

開催日 月 日

時 間

会 場

議 題

5 その他

6 閉 会

風連町・名寄市 合併財政シミュレーション

平成16年10月

風連町・名寄市合併協議会

歳入の推計方法

歳入科目	個別算定	合併した場合
地方税	<ul style="list-style-type: none"> ・市町民税個人均等割 各年度市町民税個人均等割推計納税者数 × 3 千円(法改正による) (平成14年度市町民税個人均等割推計納税者数 = 平成14年度市町民税個人均等割額 / 税率) (各年度市町民税個人均等割推計納税者数 = 平成14年度市町民税個人均等割推計納税者数 / 平成14年度推計生産年齢人口 × 各年度推計生産年齢人口) ・市町民税所得割 一定程度の税源移譲分(税率10%へ)を想定するとともに、生産年齢人口の変化に応じて推計。 ・市町民税法人均等割 平成16年度値で横ばいで推移。 ・市町民税法人税割 平成16年度値で横ばいで推移。 ・固定資産税 平成12～16年度の実績値に基づき回帰式により推計。 ・軽自動車税 平成16年度値で横ばいで推移。 ・たばこ税 20歳以上人口の変化に応じて推計。 ・都市計画税 固定資産税の変化に応じて推計。 ・その他 平成16年度値で横ばい推移。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町民税個人均等割 各年度市町民税個人均等割推計納税者数 × 3 千円(法改正による) (平成14年度市町民税個人均等割推計納税者数 = 平成14年度市町民税個人均等割額 / 税率) (各年度市町民税個人均等割推計納税者数 = 平成14年度市町民税個人均等割推計納税者数 / 平成14年度推計生産年齢人口 × 各年度推計生産年齢人口) ・市町民税所得割 一定程度の税源移譲分(税率10%へ)を想定するとともに、生産年齢人口の変化に応じて推計。 ・市町民税法人均等割 個別算定値の合算。 ・市町民税法人税割 個別算定値の合算。 ・固定資産税 個別算定値の合算。 ・軽自動車税 個別算定値の合算。 ・たばこ税 20歳以上人口の変化に応じて推計。 ・都市計画税 個別算定値の合算。 ・その他 個別算定値の合算。
地方譲与税、利子割交付金等、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金	平成16年度値で横ばい推移。	個別算定値の合算。

歳入科目	個別算定	合併した場合								
地方消費税交付金	人口の変化に応じて推計。	人口の変化に応じて推計。								
地方特例交付金	個人住民税所得割・法人住民税・たばこ税の変化に応じて推計。	個人住民税所得割・法人住民税・たばこ税の変化に応じて推計。								
地方交付税 ・普通交付税	<p>国の地方交付税特別会計の入口と出口ベースの乖離の解消に向けて削減されるものと想定し、平成16度分における地方負担分の割合分()を踏まえ、2割減額されるものと見込み、平成23年度(2010年代初頭)まで段階的に削減する。平成24年度以降は人口の変化に応じて推計。</p> <p>削減額41,905億円 / (交付税総額168,861億円 + 臨財債41,905億円)</p> <p>過疎債交付税算入分を見込む。</p> <p>(ただし、平成17年度は交付税全体で、前年度比、名寄市 88,399千円、風連町 39,785千円に対応)</p>	<p>平成28年度から5年間にわたり一本算定想定額へ段階的に削減(激変緩和措置) / 削減率:平成33年度には27年度の0.92268・・・(道内市部における基準財政需要額(h14)と2市合算人口・面積との重回帰分析によって推計される削減率)</p> <p>(推計基準財政需要額 - 2市町合算基準財政収入額) ÷ (2市町合算基準財政需要額 - 2市町合算基準財政収入額)</p> <p>合併特例債交付税算入分、及び合併直後の臨時的経費に対する財政措置分(5年間)2.7億円を加算する。</p> <p>計算式 合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置(合併補正)の算出方法</p> <p>(1億円 + 5千円 × 合併後人口) × (1 + (合併市町村数 - 2) / 4)</p> <p>風連町の生活保護費等福祉関係分を加算。</p>								
・特別交付税	<p>普通交付税の推移に連動。</p> <p>$h_{17}値 = h_{16}値 \times (h_{17}普通交付税 / h_{16}普通交付税)$</p>	<p>通常分に、合併に伴う特別交付税措置計4.2億円を加算。</p> <p>市町村合併に対する新たな特別交付税措置(3ヶ年合計)算出方法</p> <p>(4億円 + 4千円 × 増加人口) × 補正係数</p> <p>(注:増加人口とは合併後人口から合併前市町村のうち人口の最も多い団体の人口を控除した人口)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>増加人口を合併人口で割った比率</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%未満</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>20%未満以上 40%未満</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>40%以上</td> <td>1.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>1年目: 5割 2年目: 3割 3年目: 2割</p>	増加人口を合併人口で割った比率	補正係数	20%未満	1.00	20%未満以上 40%未満	1.25	40%以上	1.50
増加人口を合併人口で割った比率	補正係数									
20%未満	1.00									
20%未満以上 40%未満	1.25									
40%以上	1.50									

歳入科目	個別算定	合併した場合												
交通安全対策交付金、分担金・負担金、使用料・手数料、国有提供交付金	平成 16 年度値で横ばいで推移。	個別算定値の合算。												
国庫支出金	<p>国庫支出金に対する、各費目の財源構成比（平成12～14年度の加重平均）に基づき推計。</p> <p>削減を想定。削減額は名寄市の平成16年度予算の削減額（76,500千円）を踏まえ、17年度以降、名寄市は16年度の予算の1.5倍で推移。風連町については、名寄市の16年度削減額から人口比例で額を推定し、17年度以降推定額の1.5倍で推移。</p>	<p>通常分に、風連町の生活保護費分、合併市町村補助金2.4億円（2年間計）を加算する。</p> <p>計算式 合併市町村補助金の算出方法 下表により算出される合併市町村ごとの額の合算額 × 3 か年分</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>関係市町村人口</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5千以下</td> <td>20,000,000</td> </tr> <tr> <td>5千超～1万以下</td> <td>30,000,000</td> </tr> <tr> <td>1万超～5万以下</td> <td>50,000,000</td> </tr> <tr> <td>5万超～10万以下</td> <td>70,000,000</td> </tr> <tr> <td>10万超</td> <td>100,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	関係市町村人口	円	5千以下	20,000,000	5千超～1万以下	30,000,000	1万超～5万以下	50,000,000	5万超～10万以下	70,000,000	10万超	100,000,000
関係市町村人口	円													
5千以下	20,000,000													
5千超～1万以下	30,000,000													
1万超～5万以下	50,000,000													
5万超～10万以下	70,000,000													
10万超	100,000,000													
道支出金	<p>道支出金に対する、各費目の財源構成比（平成12～14年度の加重平均）に基づき推計。</p> <p>削減を想定。削減額は名寄市の平成16年度予算の削減額（37,500千円）を踏まえ、17年度以降、名寄市は国庫支出金に倣い16年度の予算の1.5倍で推移。風連町については、名寄市の16年度削減額から人口比例で額を推定し、17年度以降推定額の1.5倍で推移。</p>	道支出金に対する、各費目の財源構成比（平成12～14年度の2市町加重平均）に基づき推計。												
財産収入、寄付金、諸収入	平成14～16年度の最小値で横ばいで推移。財政収入については、基金残高に対する利子分（0.03%）を加算。	個別算定値の合算。財政収入については、基金残高に対する利子分（0.03%）を加算。												

歳入科目	個別算定	合併した場合																																	
繰入金	平成16年度末の基金残額見込額を基本に、平成17年度以降は歳入の不足分について基金を繰入金として取り崩すものとして推計。基金を使い果たした年度以降はゼロとする。	平成16年度末の基金残額見込額を基本に、平成17年度以降は歳入の不足分について基金を繰入金として取り崩すものとして推計。基金を使い果たした年度以降はゼロとする。																																	
繰越金	前年度の剰余金を次年度に繰り越す。	前年度の剰余金を次年度に繰り越す。																																	
地方債	通常債は普通建設事業費に起債率を乗じて算出(平成12～14年度の加重平均)。臨財債は、平成16年度値で継続起債。過疎債も含む。	<p>臨財債の合算に、合併特例債建設事業分10割10年間計76.4億円、及び基金分標準基金規模(上限)10割3年間計11.7億円を起債。通常債分も加算。</p> <p>合併特例債 合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置(10か年度) 合併特例債起債可能額 = 標準全体事業費(80.4億円) × 充当率95% 普通交付税算入額：起債可能額の70% 標準全体事業費の算出方法</p> $180\text{億円} \times (\text{合併後人口} / 10\text{万人} \times a + b) \times (\text{増加人口} / 1\text{万人} \times c + d) \times (2 - 2 / \text{合併市町村数})$ <table border="1"> <thead> <tr> <th>合併後人口</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3万以下</td> <td>1.000</td> <td>0.200</td> </tr> <tr> <td>3万超～10万以下</td> <td>0.714</td> <td>0.286</td> </tr> <tr> <td>10万超</td> <td>0.000</td> <td>1.000</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>増加人口</th> <th>c</th> <th>d</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万以下</td> <td>0.333</td> <td>0.667</td> </tr> <tr> <td>1万超～5万以下</td> <td>0.167</td> <td>0.833</td> </tr> <tr> <td>5万超～10万以下</td> <td>0.083</td> <td>1.250</td> </tr> <tr> <td>10万超～20万以下</td> <td>0.042</td> <td>1.667</td> </tr> <tr> <td>20万超～40万以下</td> <td>0.021</td> <td>2.083</td> </tr> <tr> <td>40万超</td> <td>0.000</td> <td>2.917</td> </tr> </tbody> </table> <p>合併後の市町村の振興のための基金造成に対する財政措置(合併特例債) <標準基金規模算式> (3億円 × 合併市町村数 + 1万円 × 増加人口 + 5千円 × 合併後人口) 標準基金規模の上限の目安：標準基金規模 × 1.5(特例法中の必要措置の5割増し) 合併特例債起債可能額(標準基金規模)の算出 = 標準基金規模 × 充当率95%</p>	合併後人口	a	b	3万以下	1.000	0.200	3万超～10万以下	0.714	0.286	10万超	0.000	1.000	増加人口	c	d	1万以下	0.333	0.667	1万超～5万以下	0.167	0.833	5万超～10万以下	0.083	1.250	10万超～20万以下	0.042	1.667	20万超～40万以下	0.021	2.083	40万超	0.000	2.917
合併後人口	a	b																																	
3万以下	1.000	0.200																																	
3万超～10万以下	0.714	0.286																																	
10万超	0.000	1.000																																	
増加人口	c	d																																	
1万以下	0.333	0.667																																	
1万超～5万以下	0.167	0.833																																	
5万超～10万以下	0.083	1.250																																	
10万超～20万以下	0.042	1.667																																	
20万超～40万以下	0.021	2.083																																	
40万超	0.000	2.917																																	

歳出の推計方法

歳出科目	個別算定	合併した場合
人件費	<p>議員定数については、名寄市は平成19年度から4名減、風連町は17年度半ばから6名減とする。</p> <p>委員等報酬、特別職給与は平成16年度値で横ばいで推移。</p> <p>職員数について、平成17年度から平成21年度まで毎年、風連町は1人ずつ、名寄市は3人ずつ削減され、平成22年度以降は横ばいで推移するものとし、職員給、共済組合負担金を推計。</p> <p>退職組合負担金については、普通負担金を職員数に、特別負担金を退職見込み者数に、それぞれ連動させて推計。</p>	<p>合併に伴う節減額を削減する。</p> <p>議員は1年1ヶ月の在任特例、定数は、在任特例期間後26人とする。</p> <p>市町長等特別職は、それぞれ一人にする。</p> <p>議員や町村長等特別職の給与は2市町のうちの最高額とする。</p> <p>職員は合併後10年間で79人削減。職員給は、2市町の平均値。</p> <p>委員等報酬は3分の2に。</p>
物件費	平成16年度値で横ばいで推移。名寄市は議員定数削減に伴う分を削減。	個別算定値の合算。
維持補修費	平成16年度値で横ばいで推移。	個別算定値の合算。
扶助費	平成14年度決算額に基づき、社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、その他に区分し推計。16年度値で調整。	平成14年度決算額に基づき、社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、その他に区分し推計。16年度値で調整。風連町の生活保護費分を加算。
補助費等	平成16年度値で横ばいで推移。名寄市は議員定数削減に伴う分を削減。	個別算定値の合算から、合併に伴うスケールメリットや重複事業の是正等効果を見込み、合併後10年間で、道内市部の補助費等（目的関数）と人口・面積（説明関数）で求められる重回帰式により、算出される新市の額1,752,849千円に段階的に削減する。その後、人口の変化に応じて推計。
公債費	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度起債見込額までの地方債 各市町の償還見通しを適用して、各年度の償還額を推移。 ・新規債 通常債は、金利2%、償還期間3年据置15年償還で算出。 過疎債は、金利1.5%、償還期間3年据置12年償還で算出。 ・一時借入金利子 平成16年度値で横ばいで推移。 (臨財債の償還分は、普通交付税に算入されていないため、含まず) 	<p>個別算定値(16年度起債分まで)の合算に、合併特例債分、通常債分を加算。</p> <p>合併特例債分は、金利2%、償還期間3年据置15年償還で算出。</p>

歳出科目	個別算定	合併した場合
繰出金	各市町の見通しによる。	個別算定値の合算。
投資及び出資金・貸付金	平成16年度値で横ばいで推移。	個別算定値の合算。
積立金	前年度が黒字収支の場合、その2分の1を積み立てる。基金残高に対する利子分(0.03%)を加算。	前年度が黒字収支の場合、その2分の1を積み立てる。特例債基金分計12.3億円を合併後3年間にわたり加算する(この分は基金残高に含まない)。基金残高に対する利子分(0.03%)を加算。
普通建設事業費	各市町の計画動向を踏まえ設定。	特例債建設事業分(標準全体事業費)計80.4億円を合併後10年間にわたり含む。 (過疎債分は、特例債分に振替えと想定)

病院、診療所の取扱いについて(協定項目C - 8)

協議のポイント

公立医療機関として、地域医療を支える拠点としての病院、診療所の取扱を協議する必要がある。



平成16年10月19日提出
風連町・名寄市合併協議会

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	C - 8 病院、診療所の取扱い	関係項目	
調整の内容			

	風 連 町	名 寄 市
施設名称	風連町国保診療所	名寄市立総合病院
所在地	風連町大町78番地	名寄市西7条南8丁目1番地
診療報酬基準		一般病棟 群入院基本料1(6単位) 精神病棟 入院基本料3(2単位)
構造等	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 本館:地上5階建(一部、地上6階、地下1階) 神経精神科棟:地上3階建 増床棟:地上2階建
延床面積	建物延面積 1,152.41 m ²	本館:16,862.081 m ² 神経精神科棟 3,404.92 m ² 増床棟 2069.58 m ²
竣工年月日	昭和50年11月30日	本館:平成4年2月28日
その他施設	医師住宅 車庫・物置	医師住宅 院内保育所
診療科目	内科、外科、整形外科	内科、循環器科、呼吸器科、消化器科、外科、心臓血管外科、呼吸器外科、 整形外科、脳神経外科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、 産婦人科、神経科、精神科、麻酔科、放射線科 (計 19科) (人工透析 25台 リハビリテーション)

許可病床数	一般病床 19床 (平成8年4月1日から入院休止)	一般病床300床、精神科病床165床、感染病床4床 合計469床																																																																																																																																						
職員数	平成15年度末職員数 <table border="1" data-bbox="465 359 855 960"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>医師</td><td>1</td></tr> <tr><td>診療放射線技師</td><td>1</td></tr> <tr><td>看護師</td><td>1</td></tr> <tr><td>准看護師</td><td>3</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>2</td></tr> <tr><td>計</td><td>8</td></tr> <tr><td>臨時事務員</td><td>1</td></tr> <tr><td>臨時管理人</td><td>1</td></tr> <tr><td>計</td><td>2</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10</td></tr> </tbody> </table>	職種	職員数	医師	1	診療放射線技師	1	看護師	1	准看護師	3	事務職員	2	計	8	臨時事務員	1	臨時管理人	1	計	2	合計	10	平成15年度末職員数 <table border="1" data-bbox="1169 316 1675 1257"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>職員</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>医師</td><td>39</td><td>7</td><td>46</td></tr> <tr><td>薬剤師</td><td>9</td><td>0</td><td>9</td></tr> <tr><td>薬剤助手</td><td>0</td><td>7</td><td>7</td></tr> <tr><td>診療放射線技師</td><td>10</td><td>0</td><td>10</td></tr> <tr><td>診療放射線助手</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>診療検査技師</td><td>12</td><td>0</td><td>12</td></tr> <tr><td>診療検査助手</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>理学療法士</td><td>4</td><td>0</td><td>4</td></tr> <tr><td>理学療法助手</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>作業療法士</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td></tr> <tr><td>作業療法助手</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>臨床工学技士</td><td>5</td><td>0</td><td>5</td></tr> <tr><td>視能訓練士</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr><td>診療情報管理士</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr><td>栄養士</td><td>3</td><td>1</td><td>4</td></tr> <tr><td>看護師</td><td>183</td><td>8</td><td>191</td></tr> <tr><td>准看護師</td><td>87</td><td>9</td><td>96</td></tr> <tr><td>看護助手</td><td>0</td><td>34</td><td>34</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>24</td><td>22</td><td>46</td></tr> <tr><td>調理師</td><td>6</td><td>0</td><td>6</td></tr> <tr><td>給食員</td><td>0</td><td>22</td><td>22</td></tr> <tr><td>ボイラー技師</td><td>5</td><td>4</td><td>9</td></tr> <tr><td>営繕職員</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>小計</td><td>391</td><td>128</td><td>519</td></tr> <tr><td>保育所職員</td><td>0</td><td>8</td><td>8</td></tr> <tr><td>当直員</td><td>0</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>合計</td><td>391</td><td>142</td><td>533</td></tr> </tbody> </table>	職種	職員	その他	計	医師	39	7	46	薬剤師	9	0	9	薬剤助手	0	7	7	診療放射線技師	10	0	10	診療放射線助手	0	3	3	診療検査技師	12	0	12	診療検査助手	0	3	3	理学療法士	4	0	4	理学療法助手	0	3	3	作業療法士	2	0	2	作業療法助手	0	2	2	臨床工学技士	5	0	5	視能訓練士	1	0	1	診療情報管理士	1	0	1	栄養士	3	1	4	看護師	183	8	191	准看護師	87	9	96	看護助手	0	34	34	事務職員	24	22	46	調理師	6	0	6	給食員	0	22	22	ボイラー技師	5	4	9	営繕職員	0	3	3	小計	391	128	519	保育所職員	0	8	8	当直員	0	6	6	合計	391	142	533
職種	職員数																																																																																																																																							
医師	1																																																																																																																																							
診療放射線技師	1																																																																																																																																							
看護師	1																																																																																																																																							
准看護師	3																																																																																																																																							
事務職員	2																																																																																																																																							
計	8																																																																																																																																							
臨時事務員	1																																																																																																																																							
臨時管理人	1																																																																																																																																							
計	2																																																																																																																																							
合計	10																																																																																																																																							
職種	職員	その他	計																																																																																																																																					
医師	39	7	46																																																																																																																																					
薬剤師	9	0	9																																																																																																																																					
薬剤助手	0	7	7																																																																																																																																					
診療放射線技師	10	0	10																																																																																																																																					
診療放射線助手	0	3	3																																																																																																																																					
診療検査技師	12	0	12																																																																																																																																					
診療検査助手	0	3	3																																																																																																																																					
理学療法士	4	0	4																																																																																																																																					
理学療法助手	0	3	3																																																																																																																																					
作業療法士	2	0	2																																																																																																																																					
作業療法助手	0	2	2																																																																																																																																					
臨床工学技士	5	0	5																																																																																																																																					
視能訓練士	1	0	1																																																																																																																																					
診療情報管理士	1	0	1																																																																																																																																					
栄養士	3	1	4																																																																																																																																					
看護師	183	8	191																																																																																																																																					
准看護師	87	9	96																																																																																																																																					
看護助手	0	34	34																																																																																																																																					
事務職員	24	22	46																																																																																																																																					
調理師	6	0	6																																																																																																																																					
給食員	0	22	22																																																																																																																																					
ボイラー技師	5	4	9																																																																																																																																					
営繕職員	0	3	3																																																																																																																																					
小計	391	128	519																																																																																																																																					
保育所職員	0	8	8																																																																																																																																					
当直員	0	6	6																																																																																																																																					
合計	391	142	533																																																																																																																																					

・その他の項目
 ・入院休止中

・外来患者数 14,611 人

平成 15 年度診療日数 248 日

一日当り 58.9 人

平成 15 年度決算状況
 風連町国民健康保険特別会計(直診勘定)

歳入総額 158,201,435 円
 うち診療収入 88,758,782 円
 歳出総額 145,591,891 円

一般診断書	1,030 円
死亡診断書	1,030 円
特殊診断書	2,570 円

入院患者数(市立病院)

平成 15 年度診療日数 365 日

区分	許可病床数(床)	年間病床数(床)	患者数(人)	一日当り(人)	執行率(%)	病床利用率(%)
一般科	300	109,800	102,489	280.0	100.4	93.0
精神科	165	60,390	45,946	125.5	97.3	76.1
感染症	4	1,464	0	0.0	0.0	0.0
計	469	171,654	148,435	405.5	99.4	85.5

入院患者数(東病院)

平成 15 年度診療日数 122 日

区分	許可病床数(床)	年間病床数(床)	患者数(人)	一日当り(人)	執行率(%)	病床利用率(%)
介護	60	7,320	4,132	33.9	87.7	56.4
医療	45	5,490	2,143	17.5	88.2	39.0
計	105	12,810	6,275	51.4	87.9	49.0

外来患者数(市立病院)

平成 15 年度診療日数 247 日

区分	患者数(人)	一日当り(人)
一般科	257,534	1,042.6
精神科	23,196	93.9
計	280,730	1,136.5

外来患者数(東病院)

平成 15 年度診療日数 81 日

区分	患者数(人)	一日当り(人)
内科	1,511	18.7
リハビリ科	178	2.2
計	1,689	20.9

平成 15 年度決算状況

【歳入】

収益的収入	市立病院	東病院	合計
医療収益	6,375,457,327	103,787,787	6,479,245,114
医療外収益	461,670,597	311,095	461,981,692
計	6,837,127,924	104,098,882	6,941,226,806

診断書料

収益的支出

収益的支出	市立病院	東病院	合計
医療費用	6,442,451,628	140,212,381	6,582,664,009
医療外費用	451,759,318	2,307,205	454,066,523
特別損失	9,440,000	0	9,440,000
計	6,903,650,946	142,519,586	7,046,170,532

一般診断書料 1,575円

特別診断書料及び死体検案

簡単なもの 3,150円

複雑なもの 5,250円

資本的収入

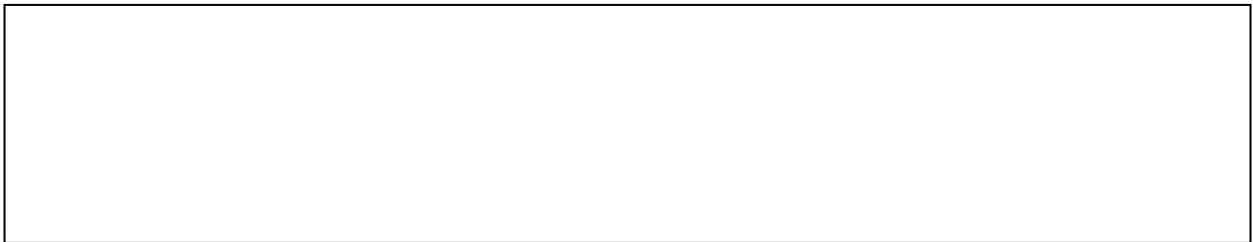
資本的収入	市立病院	東病院	合計
企業債	142,000,000	0	142,000,000
寄附金	730,000	0	730,000
償還金	1,480,000	0	1,480,000
出資金	304,516,000	0	304,516,000
負担金	12,275,000	0	12,275,000
道補助金	52,500,000	0	52,500,000
国庫補助金	0	0	0
計	513,501,000	0	513,501,000

資本的支出

資本的支出	市立病院	東病院	合計
建設改良費	195,210,770	0	195,210,770
償還金	456,773,876	0	456,773,876
投資	8,520,000	0	8,520,000
計	660,504,646	0	660,504,646

公社・第三セクター等の取扱いについて(協定項目 C - 1 3)

公社・第三セクター等の取扱いについて、次のとおり提案する。



平成16年10月19日提出
風連町・名寄市合併協議会

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	C - 13 公社・第三セクターの取扱い	関係項目	
調整の内容			

	風 連 町	名 寄 市
名称	株式会社 ふうれん望湖台振興公社	株式会社 ふうれん 株式会社 名寄振興公社
設立年月日	昭和63年 2月	平成16年 4月 昭和48年 2月
資本金	10,000千円 風連町5,000千円、他法人5,000千円	10,000千円 風連町5,000千円、他法人・個人5,000千円
目的	1. 風連町より委託を受けたふうれん望湖台自然公園施設の管理運営およびセンターハウスの運営事業 2. 住民保健、レクリエーションおよび観光事業 3. 前各号に付帯する一切の業務	1. 土地開発、観光開発並びに土地建物の有効利用に関する調査、企画、運営、管理、設計およびコンサルト 2. 不動産の賃貸及び斡旋、所有並びに管理 3. 各種イベントの企画、運営及びチケット等の委託販売 4. 共同店舗の運営並びに管理 5. 食料品、日用品雑貨及び風連町特産品の販売等ほか
事業内容	1. ふうれん望湖台センターハウスの運営 2. ふうれん望湖台自然公園施設の管理運営	1. 公共のため必要とする不動産の取得、売却並びに斡旋。 2. 住宅用地、工業用地等の取得造成、分譲並びに斡旋。 3. 住宅の建設及びこれに伴う施設の取得造成並びに分譲 4. 観光、策動事業及び公営事業の運営 5. 名寄市から委託を受けた事業の執行 6. 前各号に付帯する一切の業務
	1. 中心市街地内であらゆる商業活動の企画、運営、実施 2. 中心市街地内での活性化に資する事業の企画、運営、実施 3. これら活動から派生する一切の業務	1. なよろ温泉サンピラーの経営 2. 名寄ピヤシリスキー場の運営管理 3. 体育センター「ピヤシリフォレスト」維持管理 4. なよろ健康の森維持管理 5. 名寄公園パークゴルフ場維持管理

役員構成	代表取締役社長 1名 取締役常務 2名 取締役 4名 監査役 2名	代表取締役 1名 取締役 10名 監査役 3名	代表取締役社長、代表取締役専務 各1名 取締役 8名 監査役 2名
職員	正職員 3名、臨時職員 5名	嘱託職員 2名	夏季 正職員6名、嘱託・臨時職員32名 冬季 正職員6名、嘱託・臨時職員84名
委託料	勤労者野外活動施設等運営委託 24,615千円 (使用料収入 14,615千円 差引 10,000千円)		スキー場業務補助金 33,120千円 温泉施設業務補助金 3,850千円
営業規模	4千7百万円	平成16年4月設立、未決算のため記載不能	3億1百万円

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	C - 1 3 公 社 ・ 第 三 セ ク タ ー の 取 扱 い	関 係 項 目	
調 整 の 内 容			

法人設立年月日	昭和48年1月30日		
資本金の額	5,000千円		
役 員	理事 7人 理事長 助役 理 事 市部長 4人 民間人 2人 監事 2人 市監査委員、市職員OB	公有用地 (189,302.24 m ²) 名高残地 3,391.86 m ² 内淵山林 141,687.00 m ² 名寄駅宿舎 5,001.82 m ² 名寄駅宿舎 4,534.82 m ² 名寄南団地 4,283.75 m ² 名寄南団地 2,000.01 m ² 公共残土地 12,400.00 m ² 駅前市民駐車場 2,531.85 m ² 旧名寄営林署跡地 5,201.40 m ² 市民文化センター用地 8,279.73 m ²	貸借対照表 (平成16年3月31日) 資 産 の 部 1. 流動資産 (1)未収金 110,042,500 円 (2)現金及び預金 21,928,785 円 (3)公有用地 452,629,849 円 (4)完成土地 68,413,188 円 (5)未成土地 55,274,872 円 流動資産合計 378,289,194 円 2. 固定資産 投 資 100,000 円 資産合計 678,389,194 円
目 的	地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等	完成用地 (207,680.00 m ²) 旧東中跡地(緑道用地) 1,943.48 m ² 西10南1(住宅用地) 569.54 m ² 食品加工流通団地 53,211.95 m ² 同上内 工業団地 25,823.33 m ² 徳田工業団地 126,132.00 m ²	負 債 の 部 1. 流動負債 短期借入金 746,300,000 円 2. 固定負債 長期借入金 0 円 負債合計 746,300,000 円
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日出納整理期間はなし	未成土地 (12,381.00 m ²) 大橋工業団地 12,381.00 m ²	差引純財産 67,910,806 円
		合 計 409,363.54 m ²	

留意事項

公益法人は、民法の規定に基づき設立される法人で、人の集まりである社団法人、財産の集まりである財団法人の2種類があります。また、市町村が出資し商法の規定に基づき設立された株式会社等の経営形態をとる法人のことを、通常「第3セクター」と呼んでいます。

市町村がこれら団体の資本金、基本金の2分の1以上を出資している場合には、地方自治法第244条の2第3項により公の施設の維持管理を委託することができたり、資本金、基本金の4分の1以上を出資している場合には、地方自治法第199条第7項で監査委員の監査の対象団体になるほど、地方自治法上、出資団体に関する規定が数力所あります。

合併に伴って、合併関係市町村が公益法人や株式会社などの第3セクターに出資している場合には、その出資者又は株主である地位は、地方自治法施行令第5条第1項の規定により、市町村の地域が新たに属することになった合併市町村に引き継がれますが、株主の名義変更等が求められた場合は、合併市町村は速やかに所定の手続きを取る必要があります。また、役員については、充て職でない限り、自然人を委嘱しているため直接的な影響はないものの、実際には速やかな役員変更の手続きが必要になる場合が多いと思われます。市町村合併は、合併関係市町村が出資している第3セクターの統廃合に直ちにつながるものではありませんが、効果的・効率的な管理を図るうえで必要があると判断される場合には、第3セクターの統廃合を検討することも必要です。

土地開発公社の取扱ですが、市町村が土地開発公社を設立しようとする場合は、議会の議決を経て都道府県知事の認可を受けなければならないこととされています。(公拡法第10条第2項)

名寄市土地開発公社は法人格(公拡法第11条)を有しているため、市町村の合併により自動的に消滅はしませんが、合併により構成する名寄市の法人格が消滅するため定款変更等の変更が必要となります。

名寄市土地開発公社が定款の変更(公拡法施行令に定める事項を除く。)をする場合(公拡法第14条第2項)や解散する場合(公拡法第22条第1項)は、設立団体の議会の議決を経て都道府県知事の認可を受けることが必要とされており、解散した場合には残余財産があるときは、定款の定めるところにより分配しなければならないとされています。(公拡法第22条第2項)

なお、解散した場合は、精算の目的の範囲内において、その精算が終了するまで、なお存続するものとみなされます。(公拡法第23条において準用する民法第73条)

< 関係法令 >

公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)

(設立)

第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県(都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。)又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあっては主務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(法人格)

第11条 前条の規定による土地開発公社は、法人とする。

(定款)

第14条 土地開発公社の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 目的 | (5) 役員の定数、任期その他役員に関する事項 |
| (2) 名称 | (6) 業務の範囲及びその執行に関する事項 |
| (3) 設立団体 | (7) 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項 |
| (4) 事務所の所在地 | (8) 公告の方法 |
| | (9) 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項 |

(解散)

第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。

(民法等の準用)

第23条 民法（明治29年法律第89号）第44条、第50条、第52条第2項、第53条から第55条まで、第59条、第73条から第76条まで、第77条（届出に関する部分に限る。）、第78条から第80条まで、第82条及び第83条並びに非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第35条第2項及び第36条から第37条ノ2までの規定は、土地開発公社について準用する。

2 不動産登記法（明治32年法律第24号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、土地開発公社を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。

民法（明治29年法律第89号）

(清算法人)

第73条 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範囲内ニ於テハ其清算ノ終了ニ至ルマテ尚ホ存続スルモノト看做ス

公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）

(議決及び認可を要しない定款の変更)

第6条 法第14条第2項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事務所の所在地の変更
- (2) 土地開発公社の設立団体である地方公共団体の名称の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、主務大臣の指定する事項

先進事例

西予市

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 現在の第3セクターについては、合併時に調整し、新市に引き継ぐ。2 第3セクターの出資については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 |
|---|

四国中央市

株式会社やまびこについては、出資金は新市に引き継ぎ、管理・運営は現行どおりとする。
